

卒業の認定に関する方針

本校では、以下のとおり卒業の認定に関する方針を学則及び学則施行細則に規定し、適切に実施しています。

学 則	<p>第6章 卒業</p> <p>(修了の認定)</p> <p>第21条 校長は、別表1に定める全単位を取得したと認めた者に卒業証書を授与する。</p> <p>2 前項の認定に当たっては、出席しなければならない日数の3分の1を超えて欠席した者については、原則として卒業することはできない。ただし、欠席日数の算定にあたっては忌引による日数及び学校保健法（昭和33年法律第56号）第12条の規定に基づいて出席停止を命じた日数を除くものとする。</p> <p>(専門士の称号)</p> <p>第22条 校長は、前条の規定により別表1に定める全単位を取得したと認めた者に、専門士の称号を授与する。</p> <p>(卒業の延期)</p> <p>第23条 校長は、第21条の規定により卒業できなかった学生の在学期間を、3年を限度として延長することができる。</p>								
学 則 施 行 細 則	<p>(単位認定)</p> <p>第6条 学則第17条に規定する授業科目の評価および単位認定については、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 学科試験の受験資格、各科目の授業時間数の2/3以上の出席をした者とする。</p> <p>(2) 成績評価は、各科目の担当教員により、次の基準で行う。</p> <table border="1" data-bbox="370 1585 676 1778"><tr><td>優</td><td>80～100点</td></tr><tr><td>良</td><td>70～79点</td></tr><tr><td>可</td><td>60～69点</td></tr><tr><td>不可</td><td>60点未満</td></tr></table> <p>(3) 単位認定は、60点以上を合格とし、当該科目の単位を認定する。</p> <p>(4) やむを得ない理由によって試験を欠席した者は、欠席の理由を明記した「追試験願」を各学科担当の教員に提出し許可を得られた場合は追試験を受験することができる。その際には、やむを得ない理由を証明できるものを提示するものとする。ただし、配偶者および二親等内の親族が死</p>	優	80～100点	良	70～79点	可	60～69点	不可	60点未満
優	80～100点								
良	70～79点								
可	60～69点								
不可	60点未満								

学
則
施
行
細
則

亡した場合、及び本人の病気による実習継続が困難とする診断書を提出した場合は、教務会議による協議がなくてもやむをえない理由と判断する。

- (5) 追試験の成績評価は79点を上限とする。
- (6) 学科試験の結果不合格となった者は、1回に限り再試験を受験できる。必要があれば、レポート課題、補講などを課す場合もある。

2 臨地実習評価および単位認定は次に掲げるとおりとする。

- (1) 臨地実習は、基礎看護学Ⅰ(①②)・老年看護学Ⅰ・基礎看護学Ⅱの認定をもって、専門分野Ⅱ(老年看護学Ⅰを除く)・統合分野実習を実施することができる。
- (2) 実習の評価方法は、各看護学実習の評価表を用いて、担当教員と臨地指導者の協議のもとに行う。
- (3) 実習の単位認定は、「優」「良」「可」の場合とする。
- (4) 実習の単位認定は、出席日数が各実習期間の3分の2以上を必要とする。
- (5) 実習評価が「不可」になった場合、当該年度内において、1回限り再実習を受けることができる。
- (6) やむを得ない理由によって、出席すべき日数の1/3を越えて欠席した者は、欠席の理由を明記した「追実習願」を実習調整担当の教員に提出し、教務会議による協議の結果許可を得られた場合は、追実習を受けることができる。
- (7) 配偶者及び二親等内の親族が死亡した場合、及び本人の病気による実習継続が困難とする診断書を提出した場合は、教務会議による協議がなくてもやむをえない理由と判断する。
- (8) 追実習の評価は、評価表の各項目の評価を通常どおりおこない、評価は「良」「可」「不可」とする。再実習場合は、評価表の各項目の評価を通常通り行い、評価は「可」または「不可」とする。

3 学則第18条に規定する既修得単位認定については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学生本人が、「既修得単位認定申請書」(様式1)および、必要書類(成績証明書または、単位認定が証明できるものおよび既習の学習内容がわかるシラバス等)を添えて教務長に提出する。
- (2) 教務長は、提出があった(1)について、担当する講師に提出し、単位認定が認められるかどうか評価を受け、それに基づき、本校における教育内容に相当すると校長が認めるものについては、本校における履修に替え「既修得単位認定」することができる。

対象となる科目	単 位	1 年
英 語	1 単位	○
社 会 学	1 単位	○
情 報 科 学	1 単位	○
日 本 語 表 現	1 単位	○
心 理 学	1 単位	○
論 理 学	1 単位	○

(卒業認定)

第7条 学則第21条に規定するところの修了の認定については、本校教育課程（99単位）を全て修得していることを運営会議「卒業判定会議」において、運営会議委員全員の承認を受けて認定する。